

学校法人宮崎総合学院 MSG ドローンスクール 更新講習約款

学校法人宮崎総合学院 MSG ドローンスクール

第1版 2026年4月1日制定

第1条(用語の定義)

本約款において使用する主な用語を以下のとおり定義する。

「本校」

登録更新講習機関「学校法人宮崎総合学院 MSG ドローンスクール」(登録番号 国空無機第 332788 号、国空無機第 332789 号)をいう

「更新講習」

航空法に基づく無人航空機操縦士技能証明の更新のために、本校が実施する講習をいう

「個々の講習」

講習のシラバスや時間割予定に定める個々の学科又は実地講習のことをいう

「受講」

契約した「更新講習」を受けること、或いは「更新講習」のサービスの提供を受けることをいう

「キャンセル」

あらかじめ予定された個々の講習を欠席することをいう

第2条(契約の目的)

学校法人宮崎総合学院 MSG ドローンスクール(以下「甲」と言う。)は、受講者(以下「乙」と言う。)に対して、無人航空機の操縦に係る更新講習を提供し、乙は所定の受講料を支払って甲が提供する更新講習を受講する。

第3条(講習の種類)

本校が実施する更新講習は以下のとおりとする。各講習種類のすべてを常時開催するわけではない。講習種類別の開催予定は本校 Web サイト(<https://www.msg-drone.jp/>) 上で開示する。なお、以下に記載の講習時間は、最も短い基本時間で講習内容を履修・習得できた時の時間数である。

1) 二等無人航空機操縦士更新講習(通常講習)

学科講習 50 分

2) 一等無人航空機操縦士更新講習(通常講習)

学科講習 75 分

3) 二等無人航空機操縦士更新講習(技能証明の効力停止処分を受けた者に対する講習)

学科講習80分、実地講習11分

4) 一等無人航空機操縦士更新講習(技能証明の効力停止処分を受けた者に対する講習)

学科講習 105 分、実地講習 15 分

第4条(契約の成立)

更新講習の受講を希望する者は、本約款の内容を十分に理解し内容を承諾のうえ、本校に対し、所定の更新講習申込書を提出することによって講習の受講を申し込むこととする。本校は申込書記載内容、添付書類、受講資格、施設の確保並びに定員充足の状況等を確認のうえで、これを承諾し受講希望者に通知する。

本校の承諾通知を以て契約の成立とする。

第5条(申込みの拒否事由)

本校は、次に定める事由のいずれかに該当すると認められるときは、講習受講の申込みを断ることがある。

- 1) 本約款第6条に規定する講習受講申込み資格充たさないことが判明した場合
- 2) 受講者が希望する講習の定員に受け入れ余裕がない場合など、役務の提供が不可能な場合
- 3) 受講者が、暴力団、暴力 集団 、総会屋、その他反社会的勢力であるか、または反社会的勢力と関係性を有する場合
- 4) 偽名または他人名義で受講申込みが行われた場合
- 5) 申込書類等に重要な不備、虚偽記載があった場合
- 6) 受講目的が本校にて容認できないと判断された場合
- 7) 受講者の言動や態度から、受講者に正常な講習受講を期待できないと本校が判断した場合
- 8) 無人航空機操縦に支障を及ぼす障害があると判断した場合
- 9) コミュニケーションの問題等により日本語による講習ができないと判断した場合
- 10) その他、互いの信頼関係に影響する信義則違反があったとき

第6条(受講申込み資格)

更新講習の受講を申込みことができる者は、次の条件を満たす者とする。

- 1) 有効な無人航空機操縦士技能証明を保有している者
- 2) 登録申請システム(DIPS)により更新講習受講可能期間の通知を受けている者
- 3) 当該技能証明の種類及び限定事項が、本機関の実施区分と一致する者であること
- 4) 本校の講習に関しては、講習会場における現地集合・解散が原則であり、また天候気象状況や諸々の事情等により講習の日程や場所、内容について頻繁に予定変更が発生しうる。これらのことを予め了承のうえで、受講者が自身で移動手段を確保でき、また個々の講習日程の変更等に柔軟な対応が可能であることが、受講申込みの条件の一つとなる

(本約款改訂時点における講習会場は以下のとおり。講習会場は随時追加、変更がありうるので、申込時に確認のこと)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 【学科・実地講習】 宮崎県建設技術センター | (宮崎市清武町今泉 丙 2559-1) |
| 【学科・実地講習】 サンドーム日向 | (宮崎県日向市財光寺 1492 番地) |
| 【実地講習】 宮崎県青島青少年自然の家 | (宮崎市大字熊野藤兵衛中洲) |

第7条(受講料・諸費用)

- 1 受講者は、原則として契約成立から1週間以内、且つ遅くとも開講日の前日までに、本校が定める受講料及び消費税を本校に支払うものとする。
- 2 支払い方法は、現金若しくは銀行振込とする。
- 3 受講料にかかる消費税及び振込手数料は受講者の負担とする。
- 4 受講に伴い発生する受講料以外の諸費用(交通費・昼食費用・宿泊費用等)はすべて受講者の負担とする。
- 5 企業・団体等の法人が受講料を負担する場合、請求書に基づく銀行振込による支払いを認める。この場合、学校法人宮崎総合学院が講習終了後1か月以内に当該法人宛てに請求書を発行し、請求書発行日の翌月末期限での銀行振込を原則とする。

第8条(本校からの契約の解除)

本校は、次に定める事由のいずれかが判明したときには、本校のみの意思表示により、当該受講者に対して役務の提供を停止し、または契約を解除することができる。この場合、当該役務停止または契約解除に伴い講習の一部または全部が未提供になったとしても、原則として受講料全額に対して返金を行わない。

- 1) 本約款第5条に規定する申込みの拒否事由が判明した場合、及び第5条の各事由に該当すると改めて判断された場合
- 2) 本約款第6条に規定する講習受講申込み資格を充たさないことが判明した場合
- 3) 自ら又は第三者を利用して次に定める事項に該当する行為を行っていると思われる場合
 - A) 暴力的な要求行為
 - B) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C) 脅迫的な言動、または暴力を用いる等の威嚇を行う行為
 - D) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - E) 講師や関係者、他の受講者、講習施設近隣住民等に著しく迷惑をかける行為
 - F) 講習中或いは講習時以外にかかわらず、合理的な理由なく講師及び本校スタッフの指示に従わない行為
 - G) その他前各号に準ずる行為
- 4) その他受講者の責めに帰すべき事由によって、継続的な講習が成り立たないと本校が判断した場合。
- 5) 個々の講習を無断で欠席したり、電話やメールに応答しない等のコミュニケーションの不通等により、講習の継続に支障をきたしている本校が判断した場合
- 6) その他受講者の責めに帰すべき事由によって、継続的な講習が成り立たないと本校が判断した場合。

第9条(受講者からの契約の解約)

- 1 受講者が講習契約を解約する場合、開講の3日前までの解約にあつては、受講申請金分を除いた受講料全額を返金する。
- 2 受講料・諸費用の支払いに関する振込手数料、並びに本校から受講者に対して返金する際の振込手数料は受講者の負担とする。ただし、本校の責に帰すべき事由により返金等が発生した場合はこの限りではない。

第10条(受講者都合による個々の講習のキャンセル)

- 1 受講者が、受講者の都合により個々の講習を欠席する場合、講習予定日の1営業日前までに本校へ連絡を行ったときは、原則として別の日程へ振替受講を認めるものとする。
- 2 前項の期限までに欠席の連絡がなかった場合、原則として振替受講は認めないものとし、当該講習に係る受講料の返金は行わない。ただし、本校がやむを得ない事情と認めた場合はこの限りではない。
- 3 受講者が講習開始時刻に遅刻した場合は、当日の講習を受講することはできない。この場合、本校が指定する別の日程へ振替受講するものとする。

第11条(免責事項)

本校は、以下の事項について、原則として受講者に対して責任を負わない。

- 1) 受講者所持品・携帯品の紛失、盗難、滅失または損害
- 2) 講習施設内における事故等による負傷及び損害
- 3) 受講者の故意または過失によって生じた負傷および損害
- 4) 本校スタッフの指示及び本約款に従わなかった事によって生じた事件・事故による負傷および損害
- 5) 戦争、暴動、自然災害、交通機関の遅延又は不通等の不可抗力に起因して発生した講習に関連する損害

第12条(安全第一・事故防止・迷惑防止)

本校は、受講者及び講習業務関係者の安全を第一に、安全で良質な講習環境を提供できるよう常に心がける。そのため、本校 講師、スタッフ及び受講生は、講習施設の管理者や近隣住民等との良好な関係の構築・維持に努める。また、講習時間中、受講者には必ず本校講師、スタッフの指示に従って行動することを求めるとともに、次に定める事項・行為を禁止する。

- 1) 実地講習を受ける者について、指定した場所以外での無人航空機の操縦
- 2) 実地講習を受ける者について、本校スタッフの指示又は立会いのない状態での無人航空機の操縦
- 3) 立ち入り禁止区域への立ち入り
- 4) 講習施設、設備、備品、練習用機材等の適切な目的・使用方法以外による使用
- 5) 指定場所以外での喫煙、騒音等、近隣の住宅・住民に迷惑をかける行為
- 6) 無許可での写真撮影、録画、録音等や SNS への投稿等、他者のプライバシーを侵害する懸念のある行為

第13条(強風、雷、異常気象時の注意事項)

本校は、天気予報等の状況によっては、個々の講習予定日の直前に講習の内容、日程や会場を変更することがある。この場合、本校は受講生に対してできるだけ迅速に通知・連絡を行う。また、突発的な強風、雷、雨等の気象によっては、安全第一の視点から、当日講習の途中であっても屋外練習を中止する場合がある。

第14条(受講者が施設等に与えた損害の賠償)

受講者が、故意または重大な過失によって本校、講習会場及び近隣の施設・設備、備品、機材等に損害を与えたときは、受講者にその損害の賠償を請求する。

また、故意または重大な過失に該当しなくとも、受講者に過失がある場合は、受講者にその損害の賠償を請求することがある。

第15条(持ち込み品の禁止)

受講において、次に定める物品の持込を禁止する。

- 1) 異臭または騒音を発生するもの
- 2) 銃砲刀剣類
- 3) 発火または爆発の恐れのあるもの
- 4) その他、他人に迷惑を及ぼす物品

第16条(実地講習用無人航空機)

実地講習用無人航空機は、本校が受講者に提供するものとする。ただし、身体に障害があるものが実地講習を受講する場合において、本校が提供した無人航空機によっては実地講習を行うことが困難であるときは、受講申込の時点で、その旨を本校スタッフに通知し、本校の許可を得る必要がある。

第17条(講習修了証明書)

本校所定の講習カリキュラムを履修・習得したと本校管理者が認定した受講者は、当該講習の修了者と決定し、当該修者に対し「様式1 無人航空機更新講習修了証明書」を発行する。

第18条(個人情報の取り扱いについて)

本校が業務に伴い知りえた受講者の個人情報に関しては、以下の目的にのみ利用する。

- 1) 受講者本人にして、講習に関係するサービスや連絡事項を案内し、また関連する情報提供を行う場合
- 2) 受講者本人からの質問や問い合わせの回答に必要な場合
- 3) 警察、空港事務所、国土交通省航空局ほか、関係諸官庁からの照会に対する回答や諸官庁宛ての報告にあたって必要な場合
- 4) 講習中の事故等保険事案に係って、契約損害保険会社及びその取扱代理店への保険請求申請に必要な場合、又はそれらからの照会への回答に必要な場合

- 5) 受講者の同居家族等緊急時連絡先として指定された相手に対して、受講者本人に連絡がつかない場合の通知連絡事項の伝言等を依頼する場合、或いは事故等の緊急連絡が必要な場合
- 6) 講習終了後であっても、国土交通省航空局からの連絡依頼事項の転送・伝達や、技能証明書有効期限の期日連絡・更新手続きの案内等、受講者本人宛てに情報提供を行う場合
- 7) 本校法人の会計監査、及び指定監査機関による監査において監査目的で必要とされる場合
- 8) その他受講者本人から個別の許可が得られた場合

第 19 条 (協議事項)

本約款に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

第 20 条 (管轄裁判所)

本約款に関する係争は日本法を準拠法とし、管轄裁判所は宮崎地方裁判所とする。

第 21 条 (約款の制定・制定・改訂および開示改訂および開示)

本約款は、登録更新講習機関「学校法人宮崎総合学院、MSG ドローンスクール」管理者が制定・改訂し、原則として本校 Web サイト (<https://www.msg-drone.jp/>) において開示する。

なお、本約款は、本校の都合により事前の告知なしに随時改訂を行う。

以上